

## ◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合の職員の分限に関する手続及び効果に関する条例

昭和45年4月13日  
条例第12号

(目的)

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第3項の規定に基づき、福井坂井地区広域市町村圏事務組合の職員（以下「職員」という。）の分限に関する手続及び効果に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

**第2条** 職員の分限に関する手続及び効果に関しては、福井市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年福井市条例第34号）（当該条例の規定に基づき定められた規則を含む。）の規定を準用する。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。